○農林水産省告示第千五百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岡山県和気郡和気町日室字南谷五三〇の一、五三〇の二、五三一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　栃木県宇都宮市宮山田町字神ノ前五五二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字神ノ前五五二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡益子町大字山本字北峰一二六四の八、一二六四の九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び益子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市須賀川字大道沢三九一八の一・三九四八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三九一八の二、字カブ戸屋三九二七（次の図に示す部分に限る。）、三九二三、三九二四の一、三九二四の二、三九二六、字クチハビ久保三九二九、字梨ケ作三九三〇・三九三四の五・三九三四の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三九三二、三九三三、三九三四の一から三九三四の四まで、字桶子沢三九四五の一・三九四五の二・三九四六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三九三五から三九三九まで、三九四〇の一、三九四〇の二、三九四一の一から三九四一の四まで、三九四二の一、三九四二の二、三九四四の一から三九四四の四まで、字煙草沢三九五〇、三九五二、三九五四から三九五六まで、字ハタ木沢三九五一、三九五三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　栃木県宇都宮市新里町丙字弥次郎沢一三五八の一、一三六〇の一、一三六二、一三六四の一、一三六四の二、一三六五、一三八〇、一三八六、一三九四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字弥次郎沢一三六四の一・一三六五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三六二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　静岡県伊豆の国市下畑字出払六三〇の四五・六三〇の四六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六三〇の三一、小坂字妙法寺塚一二九五の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字出払六三〇の三一・六三〇の四五・六三〇の四六・字妙法寺塚一二九五の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び伊豆の国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福井県敦賀市樫曲九〇号槻谷一の一から一の四まで、一の六から一の一四まで、一の一八、一の二〇、一の二二、一の二三

二　指定の目的　土砂の流出の防備